

「令和7年9月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和7年9月17日	有限会社小笹自動車(法人 番号6290002027338) 代表 者副田直一郎	本社営業所	輸送施設の使用停止 (44日車)	道路運送法(以下「 法」)第13条	令和7年2月13日、法令違反の疑いがある旨の情報等 を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)運送 引受義務違反(法第13条)	5	5	5	5
	福岡県福岡市城南区长尾1 丁目3-19	福岡県福岡市城南区长尾1 丁目3-19							
令和7年9月24日	大善寺オオクマタクシー(法 人番号3290002050490) 代 表者大重正憲	大善寺営業所	輸送施設の使用停止 (300日車)、文書警告、 文書勧告	道路運送法(以下 「法」)第15条第3 項、法第15条第4 項、法第16条第1 項、法第27条第3 項、法第29条の3、 道路運送車両法(以 下「車両法」)第48 条、車両法第49条、 車両法第58条第1 項	令和6年3月13日、無車検運行があったことを端緒に監 査実施。24件の違反が認められた。(1)事業計画事前 変更届出違反(法第15条第3項)、(2)事業計画(主たる 事務所)事後変更届出違反(法第15条第4項)、(3)事業 計画(営業所)事後変更届出違反(法第15条第4項)、(4) 事業計画(自動車車庫)に定める業務の確保違反(法第 16条第1項)、(5)苦情処理の記録の記録義務違反(旅 客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第3条 第2項)、(6)疾病、疲労等のおそれのある運行业務(運 輸規則第21条第5項)、(7)点呼の記録義務違反(運輸 規則第24条第5項)、(8)点呼の記載事項義務違反(運 輸規則第24条第5項)、(9)業務の記録義務違反(運輸 規則第25条第3項)、(10)業務の記録事項義務違反(運 輸規則第25条第3項)、(11)乗務員等台帳の作成義務 違反(運輸規則第37条第1項)、(12)運転者に対する指 導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(13)特定運転者 に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2 項)、(14)特定運転者に対する適性診断受診義務違反 (運輸規則第38条第2項)、(15)全従業員に対する指導 監督違反(運輸規則第38条第6項)、(16)地理・応接の 指導監督の記録義務違反(運輸規則第40条第3項)、 (17)無車検運行(運輸規則第45条、車両法第58条第1 項)、(18)定期点検整備の実施違反(運輸規則第45条 第1項、車両法第48条第1項)、(19)点検整備記録簿の 記録保存義務違反(運輸規則第45条、車両法第49 条)、(20)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則 第46条)、(21)指導主任者の選任届出義務違反(運輸 規則第68条第1項第3号)、(22)指導主任者の転任(退 任)届出義務違反(運輸規則第68条第1項第4号)、(23) 輸送の安全に関わる情報の公表義務違反(法第29条 の3)、(24)届出義務違反(道路運送法施行規則第66条 第1項第6号)	30	30	30	30
	福岡県久留米市大善寺大 橋1丁目9番13号	福岡県久留米市大善寺大 橋1丁目9番13号							